

子どもの権利条約と中絶の権利—法多元主義の視点からの一考察

関西大学 木村 光豪

はじめに

1948年に国連総会で世界人権宣言が採択されて以来、約80年に及ぶ国際人権法の歴史上、中絶の権利を明文化した条約は、1つの例外を除いて存在しない⁽¹⁾。それもあってか、国際人権法を含む法学において、中絶の権利は長らく周縁に置かれていた⁽²⁾。中絶の権利が国際人権法において注目されるようになったのは、1970年代以降にフェミニズムの主張や運動が世界的に展開されていったことが大きい⁽³⁾。その影響を受けて——とくに人口と女性に関する——国際会議において、「リプロダクティブ・ヘルス」と「リプロダクティブ・ライツ」が提唱され、会議の最終成果文書にそれらの新しい概念が取り入れられるようになった。1994年の国際人口開発会議（カイロ行動計画）と1995年の第4回世界女性会議（北京綱領）は、その代表例である⁽⁴⁾。この新しい概念の文脈において、中絶の権利が取り上げられることになったのである。

こうした流れにともない、とりわけ21世紀に入って、国際人権条約機関は、条約の解釈（一般的意見・勧告）や政府報告書審査の総括所見、個人通報に対する判断において、中絶の権利を段階的に発展させ、承認してきた⁽⁵⁾。それと同時に、世界各国において、中絶は、処罰の対象から、健康や福祉の課題へ、さらに人権問題として理解、対処されるようになってきた⁽⁶⁾。

中絶を含むリプロダクティブ・ヘルスは国際的関心事項であるにもかかわらず、国際人権法に関する諸機関や研究者が、この問題に長らく取り組んでこなかった背景には、次のような事情があると考えられる。すなわち、中絶問題には、宗教や文化に基づく価値観の大きな相違⁽⁷⁾、根深い家父長制の存続⁽⁸⁾、激化する政治的論争・対立の格好のテーマ⁽⁹⁾、人権以外の多様な分野（医療・看護、公衆衛生、疫学、科学技術など）との複

雑な関連性⁽¹⁰⁾といった難題が常につきまとうからである。

これらのなかで、最初の2つの難問は、いわゆる人権の普遍主義と文化相対主義をめぐる議論の根底にあるものとしてよく知られている。しかし、中絶の権利は、この点から研究されることは少ない⁽¹¹⁾。本稿は、国際人権法の歴史において繰り返されてきたこの難問を調整するアプローチとして、法多元主義の視点から中絶の権利について検討する。この視点は、国家法と非国家法（慣習、宗教法など）の間にあるさまざまな関係を解明することに意識的に焦点を合わせる。国際人権法（研究）においても、中絶の権利は重要な点において周辺から主流へ移行してきた⁽¹²⁾。それは主として、さまざまな人権条約機関が条約の解釈によって中絶の権利（の内容）を拡充してきた側面を考察してきた。本稿は、後述するように、女性の（中絶の）権利と子ども（胎児）の権利の間の調整がきわめて困難であるがゆえに、この分野の研究が手薄な子どもの権利条約を分析の対象として取り上げる。

子どもの権利委員会が中絶の権利にどのように対処してきたのか、それを法多元主義の視点から考察するのが、本稿の目的である。

1 国際人権法と法多元主義

(1) 法多元主義の研究

法学の主流である法実証主義は、国家法だけを法と考える「法一元論」を前提としている。それに対して、法多元主義は、国家をはじめとする多様な社会的領域において（公式・非公式な）複数の法秩序が多元的に並存している実態に焦点を合わせる⁽¹³⁾。これは、法の境界に関して4つの点——法の間、法の形態、規範間の軌道（相互浸透）、法主体——において多元性があると想定する⁽¹⁴⁾。また、その研究姿勢は、公式法（国家法

を中心とするさまざまな実定法)の間の共存を意味する「弱い意味の法多元主義」と、非公式法(慣習法や宗教法などの非国家法)も自律的な法と考え、それと公式法との共存を意味する「強い意味の法多元主義」に分けられる⁽¹⁵⁾。後者こそが、法多元主義(の研究)が採用する本来的な立場である⁽¹⁶⁾。

法多元主義に関する研究は、当初、教会法や商人法のような中世の非国家法、植民地体制下における宗主国と現地の固有法の並存について分析した。しかし、冷戦崩壊後に進展したグローバル化を背景にして、1990年代以降、法多元主義の研究は国際法を対象とするようになる。ここでは、主に国際法の多元主義(さまざまな分野の国際法が協調している実態)、非国家的アクターによる「自己創造的」、「私的」な法の形成と発展が考察されてきた⁽¹⁷⁾。こうした展開のなかで、21世紀に入って、国際法の一分野である国際人権法に関しても、法多元主義から検討されるようになった。その背景には、①人権の普遍性と文化的特殊性をめぐる論争の精緻化や再構築によって、現状に対処する人権基準と文化がともに変化しようという認識が高まったこと、②国際社会における人権の主流化にともなって拡充された多様なアクターによる国際人権法の利用に関する実態調査が盛んになったという要因がある⁽¹⁸⁾。

(2) 国際人権法と法多元主義の研究

この分野の研究方法には、「トップダウン」と「ボトムアップ」の法多元主義があるとされる。トップダウン法多元主義は、法システムとして国際人権法がある種の法多元主義を組み込んでいる法規範と考え、前者が後者をどこまで容認するのか、その度合いや方法を検討する。それに対して、ボトムアップ法多元主義は、複数のステークホルダーが法多元主義の立場から国際人権法に挑戦し、後者に前者を取り込むプロセスを検討する⁽¹⁹⁾。また、エレン・デスメトは「法多元主義の視点」を提唱した。この視点は、同じ規範体系のなかに複数の規範が同時に適用されている現状を意識的に分析しようとする理論である⁽²⁰⁾。この視点から国際人権法を考察するこ

とは、個別の国際人権法という同じ規範のなかで国家法に代表される実定法だけでなく——法律上と事実上を含む——非公式法がいかに適用され、それらの相互関係がいかなるものかを解明することが重視される。本稿は、トップダウン法多元主義と法多元主義の視点を分析方法として採用する。

国際人権法と法多元主義の関係については、その二面性について検討されてきた。第1は、双方が対立・抵触する関係にあるという側面である。従来の研究においては、この側面に重点が置かれ、(とくに家族法に関する)女性の権利、(非公式法に基づく)公正な裁判と法の適正手続、(人種、民族、宗教などの)マイノリティに対する差別、宗教の自由に対する制限などが分析されてきた。この場合、抵触する慣習・宗教法を改廃するために国際人権規範が参照される。第2は、双方が協力し補強する関係にあるという側面である。この側面の研究は少なく、その多くは先住民族の権利(とくに土地、領土、資源の権利)に焦点を合わせる。この場合は、慣習・宗教法を補強するために国際人権規範が援用される⁽²¹⁾。

近年は、こうした国際人権法と法多元主義の間の二項対立的な関係ではなく、双方の間の微妙でグラデーションのある関係について検証するようになってきた。例えば、ヘレン・クアンは、自由権規約と女性差別撤廃条約の政府報告書審査における勧告から、双方の人権条約機関が国際人権規範から判断してきた法多元主義に対する姿勢には、要請、容認、禁止という3つの類型があることを実証した⁽²²⁾。デスメトは、先住民族権利宣言を取り上げて、先住民族の法秩序と国際人権規範が相互に影響を及ぼした側面があるものの、部分的にしか重なり合わず、双方には多様な関係があることを指摘した⁽²³⁾。

前述した方法で国際人権法を考察することは、国際人権条約の条文に基づいて、法律上と事実上の非公式法(とその背景にある文化的価値観)を分析の対象とするため、そこから導き出される見解は、その遵守が義務とされる条約の締約国にとって受容、参照しやすいと考えられる。その点が、この分析の利点である。そこから、この研究は、国際人権法に対する西洋中心的な「偏

狭性への異論」⁽²⁴⁾の先を進んで、文化の多様性と法の多元性をより深く取り入れた国際人権規範を創造してゆくための手がかりを見出せる可能性がある。ここに、本稿の意義がある。

2 「中絶の権利」対「胎児の権利」

前述した——1990年代に開催された——人口や女性の権利に関する国際会議では、中絶の権利に関して論争が見られた。宗教的信念に基づく胎児の権利を擁護する立場から、(バチカンを代表とする)カトリック諸国やムスリム諸国は中絶の権利を認めることに反対の姿勢を示した⁽²⁵⁾。これらの会議に先立つ1970年代末から約10年に及ぶ審議を経て採択された子どもの権利条約の起草過程においても、次のような対立がすでに起きていた。

その起草過程において、ポーランドが最初に提案した草案には、「子どもの定義」(第1条)に関して子どもの年齢が示されなかった。これに対して、胎児が子どもに含まれるのかという疑念が複数の国から提起されたため、ポーランドは、「この条約によれば、子どもとは……出生の時から18歳に達するまでのすべての人間をいう」という修正案(原案)を示した。原案の審議(1980年第3会期)では、この概念は「受胎の時から」とすべきある、始期を定める試みは放棄すべきであるといった意見が出された結果、条文から「出生の時から」という文言は削除された。その議論と並行して、1980年(第2会期)に、原案前文5段落が議論され、バチカンが、「子どもの権利宣言」(1959年)の規定[「子どもは、身体的および精神的に未成熟であるため、出生前後に、適当な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする」]を挿入するよう提案した。これによって、起草参加国の間で、中絶をめぐる賛否両論の激しい議論が起きた。最終的には、「出生前後に」という文言は取り入れられなかった(採択された成案は6段落)。その後、この問題は先送りされたが、第2読会(1989年)に入り、バチカンの支援を受けて、マルタとセネガルがこの問題の議論を再開するよう提案した(子どもの始期として「受胎の時から」を挿入する第1

条の修正案)。多くの国が強く反対したため、その代替案として、前文に取り入れることが模索された。ここでも、成案6段落に関して、その一部を「子どもの権利宣言」の規定に置き換える提案と、その末尾に「出生前後に」という文言を追加する提案をめぐり、胎児や中絶の権利に対する賛成国と反対国の間で論戦が交わされた。その結果、現行の前文9段落(「子どもの権利宣言において示されたように、『子どもは、身体的および精神的に未成熟であるため、出生前後に、適当な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする』ことに留意し)と第1条(「この条約の適用上、子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合は、この限りでない。」)が採択された。その際、起草を推進した作業部会は、その段落が締約国による第1条やその他のいかなる条文の解釈も損なう意図はないという趣旨を声明として議事録に含めることも勧告した。このように、中絶と胎児の権利は最も妥協が困難な問題の1つであったため、条文ではなく前文に、しかも、「受胎の時」と「出生の時」のどちらにも解釈できる「出生前後に」という表現を用いることによって、これらの権利に対して賛否するいずれの国にも配慮した⁽²⁶⁾。

こうした子どもの権利条約の起草過程における胎児と中絶の権利に関する激論は、国際人権法の観点から見た同条約に関する先行研究においても反映されている。(中絶の権利を優先し)胎児の権利を認めない立場は、概ね次のように主張する。起草過程の準備作業議事録を見ても、子どもとは「18歳未満のすべての人間」(第1条)であると定義されており、生命に対する権利(第6条)は「出生後の」子どもであり、「出生前の」子ども(胎児)は権利の主体とされていない。前文にある「子どもは、身体的および精神的に未成熟であるため、出生前後に、適当な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする」ことに留意し(9段落)という文言は曖昧で何らかの指針を示しておらず、妊婦の栄養や健康を対象として、出生後に生存し成長する子どもの能力を促進する国家の義務(出産に関わる母子のケア)を認めているにすぎない、と解釈する⁽²⁷⁾。

それに対して、(中絶の権利を軽視し)胎児の権利を認めようという立場の要点は、次のような主張である。世界人権宣言(第1条-第3条)にある「すべての人(間)」には胎児が含まれ、生命に対する権利(第3条)の対象である。子どもの権利宣言(1959年)の一節が、法的拘束力のある子どもの権利条約前文(9段落)に明記されたことで、「出生後」だけでなく「出生前」の胎児も、子どもの定義(第1条)に含まれ得る。そのため、胎児にも生命に対する権利(第6条)は保障される。ウィーン条約法条約(1969年)からすると、胎児の権利を否定する論者が依拠する、準備作業議事録は「補助的な解釈手段」(第32条)であり、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」のであり、文脈には前文が含まれる(第31条)。よって、準備作業議事録よりも前文の通常の意味が優先される。従って、胎児の権利が認められるはずである⁽²⁸⁾。

このような中絶と胎児の権利をめぐる論争があるなかで、子どもの権利委員会は、条約の条文には明記されていない中絶の権利に関してどのような姿勢をとってきたのか。次章では、その実態について詳しく検討する。

3 子どもの権利委員会の取り組み

(1) 一般的意見

子どもの権利委員会が条約の条文を解釈した一般的意見は現時点(2025年11月)で26号まで出されたが⁽²⁹⁾、そのなかで中絶に言及されているのは次の4つである⁽³⁰⁾。第1は、子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達に関する一般的意見4号(2003年)。ここでは、「危険な中絶を理由とする思春期の女子の妊産婦有病率および死亡率を削減……中絶が違法でない状況においては中絶のための安全なサービス」という措置をとること(31段落)、危険な中絶にさらされている青少年(37段落)である。第2は、乳幼児期における子どもの権利の実施に関する一般的意見7号(2005年)。ここでは、差別禁止(第2条)に関して、女兒が選択的中絶の被害を受けられる場合があることに言及している(11段落(b)

(i))。第3は、到達可能な最高水準の健康を享受する子どもの権利(第24条)に関する一般的意見15号(2013年)。ここでは、①セクシュアル・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルスのためのサービスに対する各国政府の再検討事項として、安全な妊娠中絶に関する教育および指導を挙げている(31段落)、②母親のための出産前後の適当な保健を各国政府が確保する必要がある措置として、安全な妊娠中絶サービスと中絶後のケアに言及している(54段落)、③セクシュアル・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルスにかかわる青少年の特有のニーズに見合った保健制度と保健サービスを確保する対象として、安全な妊娠中絶のためのサービスを含める(56段落)、④各国政府に対し、「妊娠中絶そのものが合法であるか否かに関わらず、安全な中絶および中絶後のケアのためのサービスへのアクセスを確保する」(70段落)よう勧告している。第4は、思春期における子どもの権利の実施に関する一般的意見20号(2016年)である。ここでは、思春期における死亡と疾病のリスクをもたらしている一例として、安全性を欠いた中絶を含め(13段落)、安全な中絶と中絶後のサービスにアクセスできることを確保するために中絶を非犯罪化すること、中絶関連の決定において思春期の妊婦の意見が常に聴かれかつ尊重されることを確保するよう締約国に要請している(60段落)。

一般的意見から、条約の条文に明記されていない中絶に関して以下のことが確認できる。まずは、1989年に条約が採択されてから15年近く経過して初めて、条文の有権的解釈において中絶が取り上げられた一方で、その後の約15年間で3つの関連する一般的意見が採択された。次に、関心の内容・対象が拡充されてきている。当初は、危険な中絶による有病率・死亡率の低下、安全なサービスの提供、選択的中絶の禁止などが課題とされた。しかし、2010年代には、安全な中絶に対する教育・指導、中絶後のケアやサービス、中絶の非犯罪化、中絶当事者からの意見の傾聴といったことにも配慮を要請するようになっていった。

(2) 政府報告書審査

政府報告書審査の後に子どもの権利委員会が

出す総括所見において、中絶が指摘された会期と締約国に関する実態の概要は、次のようなものである。会期については、政府報告書審査が始まった第3会期(1993年)ではじめて言及され、1996年と2007年を除き、2024年まですべての年で指摘されている(ただしすべての会期ではない)。締約国に関しては、144カ国が言及の対象となっている(地域別では、アフリカ37、アジア・太平洋27、アメリカ26、ヨーロッパ・中央アジア39、中東・北アフリカ15)。世界のすべての地域の国が指摘されており、196カ国の締約国のうち73%が対象となっている⁽³¹⁾。

具体的な指摘に関して、まず、総括所見において締約国に示された懸念事項については、次のような諸点が見られる。言及された頻度が多い順番に、①(違法な)中絶が行われる割合・水準の高さ⁽³²⁾、②中絶に関するデータの欠如⁽³³⁾、③違法な中絶が妊産婦の死亡する原因(健康と生命に対するリスク)⁽³⁴⁾、④秘密裏に行われる中絶(闇中絶)⁽³⁵⁾、⑤合法的で安全な中絶へのアクセスの欠如⁽³⁶⁾である。指摘された順序では、①が最も早く、次いで④、そして②、③、⑤となっている。その他の例としては、医学的問題の多発⁽³⁷⁾、医師が合法的中絶を行うことができる時期を知らせるガイドラインの不在と適切な中絶後のケアの欠如⁽³⁸⁾、合法的中絶を認めた憲法裁判所の判決に従わない当局や医療スタッフ⁽³⁹⁾、安全な中絶に対する低い意識⁽⁴⁰⁾などがある。

総括所見で締約国に出された勧告には、以下のような内容が見られる。第1は、現行法の見直しや改正の要請。1つは、中絶を制限する法律の見直し。具体的には、(中絶を認める)例外規定の明確化や追加⁽⁴¹⁾、手続きの明確化⁽⁴²⁾、(親の同意、公的医療保険の対象外、待機期間、事前のカウンセリングに関する)実施要件の撤廃⁽⁴³⁾、(中絶の実施にともなう)不利益な取扱い(強制的な学業の停止、強制的養子縁組)の廃止⁽⁴⁴⁾、(医師による中絶手術に対する)良心的拒否の撤廃⁽⁴⁵⁾、国内における(州や島の間の)格差の是正⁽⁴⁶⁾、カノン法(1398年)の廃止⁽⁴⁷⁾である。もう1つは、中絶の非犯罪化。これには、漸進的な撤廃⁽⁴⁸⁾、懲罰的中絶法の見直し・改正⁽⁴⁹⁾、刑法の改正・廃止⁽⁵⁰⁾などがある。

第2は、安全な中絶と(中絶後のケア)に関する諸措置の要請。これに関して、まずは、安全な中絶と(中絶後のケア)に関するガイドラインの作成。例えば、医師が合法的に中絶を行うことができるガイドラインの採択⁽⁵¹⁾、安全な中絶と中絶後のケアに関する明確なガイドラインの思春期の子どもや保健医療従事者への提供⁽⁵²⁾などが勧告されている。次は、①中絶の決定に際して中絶当事者である子どもの意見が常に傾聴、尊重されること⁽⁵³⁾、②中絶後のケアサービスの提供と利用⁽⁵⁴⁾。後者はその後、安全な中絶と中絶後のケアサービスへのアクセスと確保することへと発展し⁽⁵⁵⁾、この新たな表現が①とセットで勧告されることが一般化されるようになった⁽⁵⁶⁾。

第3は、中絶を減少させるさまざまな措置の要請。これに対しては、次のような複数の措置に言及している。①情報提供と意識向上や教育。例えば、前者では、リプロダクティブ・ヘルスと家族計画⁽⁵⁷⁾、後者では、学校でのリプロダクティブ・ヘルスと家族計画⁽⁵⁸⁾、リプロダクティブ・ヘルスに関する保健教育⁽⁵⁹⁾、中絶の否定的影響⁽⁶⁰⁾、などが取り上げられている。②避妊との関係。これには、避妊手段として中絶の利用を減らす努力の継続⁽⁶¹⁾、中絶が避妊手段として認識されないようにするための措置の確立⁽⁶²⁾、そして避妊具の利用促進⁽⁶³⁾がある。③その他、中絶にともなう10代の少女の死亡に対処する(緊急)措置⁽⁶⁴⁾、中絶の増加への対応⁽⁶⁵⁾なども勧告されている。

第4は、女性差別(ジェンダー格差)の撤廃の要請。ここでは、(男児を優先・選好する)性選択的中絶を撤廃するために、次のような具体的措置に言及している。すなわち、(社会的慣行を支える)文化社会的要因の調査⁽⁶⁶⁾、(有害な影響、男女平等の価値に関する)意識向上⁽⁶⁷⁾、防止・規制・禁止(の強化)のための対策・戦略の策定⁽⁶⁸⁾、家族計画サービスの拡大⁽⁶⁹⁾、現行法の強化や効果的实施⁽⁷⁰⁾である。

第5は、中絶に関する調査・研究の要請。これには、違法な中絶が思春期の子どもに及ぼす影響に関する包括的な学際的研究⁽⁷¹⁾、危険な中絶とそれが女性の健康に及ぼす影響に関する綿密な調査⁽⁷²⁾が指摘されている。

その他には、次のような勧告も出されている。

一人っ子政策による「中国本土の地方当局による10代の少女に対する強制中絶と強制不妊手術のすべての事案を迅速かつ独立して調査し、公に報告するとともに、そのような犯罪に責任のあるすべての職員に対する訴追」⁽⁷³⁾ 合法的中絶を認めた憲法裁判所の判決の遵守を監視するメカニズムの考案、中絶を拒否された少女に効果的な司法へのアクセスの提供、責任者に対する制裁の確保⁽⁷⁴⁾、「中絶の場合の法定後見人への通知が、当該少女に対する事前のインフォームド・コンセントのもとに行われ、プライバシー権に合致したものであることの確保」⁽⁷⁵⁾ などである。

子どもの権利委員会が勧告した5つの要請は、指摘される回数が多い順序を示している。それらが勧告された順番は、③が最も早く、次いで①と⑤が同時期、そして④と②が続く。これは、前述した4つの一般的意見（で言及された中絶に関する内容）が出された順序にほぼ一致する（ただし、①は最新の一般的意見20号で指摘された）。また、以上の勧告は、健康・医療に対する権利（第24条）において最も多く指摘されている。女性差別の撤廃に関しては、差別の禁止（第2条）、生命に対する権利（第5条）で取り上げられている。

ここまで確認してきた、政府報告書審査において子どもの権利委員会が中絶に対処してきた方法を、中絶に関する規制との関係でまとめると次のようになる。一般的に、中絶に関する規制には、①禁止型、②適応規制型、③期限規制型という3つのモデルがあるとされる。①は最も厳格な規制であり、基本的に刑法や中絶禁止法などで中絶を禁止する。②は厳格な規制であり、社会的適応（貧困など）、医学的適用（母体の生命の危険など）、倫理的適応（レイプによる妊娠など）、胎児適用（障害や身体疾患など）のいずれを認めるかによって厳格性に差が出る。③は緩やかな規制であり、一定の期間内では自由に中絶を認める。これには公認のカウンセリングを要件とする相談型も含める⁽⁷⁶⁾。子どもの権利委員会の中絶に対する姿勢は、基本的に③のモデルに近い。それは、①に対しては中絶の非犯罪化、②に対しては適用要件を緩和する方向に法改正を要請していること、そして③に関し

ては安全な中絶と中絶後のケアやサービスへのアクセスを確保するよう要請している点に見出せる。現行法の見直しや改正、安全な中絶と（中絶後のケア）に関する諸措置、この2つの措置は、委員会が最も頻繁に要請した勧告であった。ただし、中絶を積極的に推進することを認めているわけではない。また、現時点では、親の同意要件の撤廃を要請しつつも、思春期の少女の要望に応じる（オンデマンド）中絶を完全に容認しているわけではない。必要な者に対して安全な中絶を可能な限り円滑に行うために必要な要件や環境を整備し、それを妨げるさまざまな障壁をできるだけ取り除く措置をとること、これが条約に明文化されていない中絶の権利を保護・促進するために採用してきた子どもの権利委員会の戦略であると言える。

(3) 個人通報

子どもの権利委員会がこれまで個人通報に対して判断を下した事案のなかで、実質的に中絶が争点となったのは、次の「カミラ（仮名）対ペルー事件」⁽⁷⁷⁾ だけである。父親からレイプされ妊娠したペルー人の少女（13歳）が、警察、保健医療従事者、司法関係者によって（治療的）中絶サービスへのアクセスを妨げられ、嫌がらせを受けた。そのことが周囲に知られて、学校に行けなくなるだけでなく、地域社会から離れざるを得なくなった。ペルーでは妊産婦の健康や生命に危険が及ぶ場合は中絶が合法であるにもかかわらず、少女は強い自殺念慮をもつなど精神疾患の苦痛を訴えていたが、治療を拒否された。その結果、自然流産をした後に、自己墮胎罪で起訴され有罪となった。

申立人（カミラ）に対するこうした措置を審査した子どもの権利委員会は、次のような複数の条約違反を認定した。第1は、13歳の少女に中絶サービスの情報やアクセスを提供しなかったことが、予見しうる産科的緊急事態をもたらした原因であることから、条約第12条と第24条の違反、また申立人の度重なる中絶の要求を考慮しなかったことは条約第12条1項（意見を聴聞される権利）の違反である。第2は、適切な精神的ケアの欠如、専門的な医療スタッフと

医療施設へのアクセスの悪さが、申立人の精神的苦痛と自然流産の原因であるとして、条約第24条の違反である。第3は、父親からのレイプと中絶へのアクセスの欠如による身体的・精神的苦痛、自己墮胎を理由とする裁判と有罪判決による苦痛の悪化と長期化は、貧しい農村の先住民族の少女であるという社会的に弱い立場を考慮しながら、条約第37条(a)(拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いの禁止)に違反する。第4は、妊娠の継続を強制する目的で、医療スタッフが、時には警察官をともなっておこなった家庭訪問は、学校の退学と地域社会から離れることにつながったことから、条約第16条1項(プライバシーの保護)の違反である。第5は、申立人に妊娠検査、年齢にともなう妊娠に関するリスク、治療的中絶を要請する可能性についての情報が提供されなかったことが、産科的緊急事態と自然流産につながったことから、条約第13条1項(情報の自由)の違反である。第6は、申立人が安全な中絶を利用できず、その後、自己墮胎のために起訴されたこと自体が、ジェンダーに基づく差別的な取り扱いであり、そのために自分の健康にとって不可欠なサービスへのアクセスを拒否され、自分の生殖役割に関するジェンダーに基づくステレオタイプに従わなかったために処罰されたことから、条約第2条の違反である。第7は、申立人が父親によるレイプの被害者という社会的にきわめて弱い立場に置かれていたこと、それにもかかわらず保護されるどころか、自己墮胎罪という有罪判決を受けて再被害者化されたこと自体が暴力の一形態であるとして、条約第19条(親による虐待からの保護)と第39条(子どもの心身の回復と社会復帰の権利)の違反である。

委員会は、ペルー政府に、申立人に対する被害回復措置(十分な補償、学業を含む生活の再建などの支援)、精神保健サービスへのアクセスを促進するよう要請した。さらに、中絶の非犯罪化、安全な中絶サービスと中絶後のケアへのアクセスの確保、治療的中絶へのアクセスに関する規則の改正、同規則の規範に対する明確で迅速な救済措置の確立、リプロダクティブ・ヘ

ルスに関する情報とサービスの提供を含む、8点の(安全な)中絶を阻害する要因に対する予防措置をとる勧告をおこなった。

この事案における子どもの権利委員会の中絶に対する姿勢は、(とくにヨーロッパ人権裁判所による)主流のアプローチとは異なり、次のような「中絶に関する法学をフェミニスト化するための重要なインセンティブを確立した」とされる⁽⁷⁸⁾。第1は、胎児の利益と思春期の若者の利益との間でバランスをとる主流の立場を避けて、後者の妊娠それ自体が中絶を正当化している(思春期の若者にとって中絶は常にアクセス可能でなければならぬ)。第2は、国内法で中絶にアクセスする権利が実際に正しく実施されたかどうかを評価する主流のアプローチに対して、委員会は中絶が国内法で合法か否かを立証する必要がないという姿勢をとり、いずれであれ安全な中絶へのアクセスを認めるよう勧告する。第3は、妊産婦が中絶にアクセスできないことが非人道的なまたは品位を傷つける取扱いと判断する基準を特定の外在的要素(年齢、胎児の障害など)に求める主流の法理論(これは被害者を再被害者化する)に対して、委員会は、妊娠の継続がそうした取扱いをされない妊婦の権利に及ぼす影響だけに焦点を合わせ、複合的な脆弱性の要素(父親によるレイプの被害者)が当事者の苦痛を悪化させたと認定することで、再被害者化を避けた。第4は、中絶へのアクセスの禁止を(女性)差別であると判断しながらない主流の解釈に対して、委員会は、少なくとも妊娠が深刻な健康被害をもたらす場合、中絶へのアクセス不可能性とその犯罪化それ自体が差別的であると認定する。その意味で、本事案は「中絶の権利を強化する闘いにおける重要な画期的出来事となった」と指摘されている。

(4) 法多元主義からの考察

筆者は、前述したクアンの分析を参照しながら、子どもの権利委員会による法多元主義の判断には、2つの要請(国際人権規範の範囲内で法多元主義を要請する、双方の間にバランスをとる)、積極的容認、禁止という4つのパターンがあることを明らかにした⁽⁷⁹⁾。これに依拠すると、

中絶に関する子どもの権利委員会の法多元主義に対する姿勢は次のようなものである。まずは、積極的容認。これは、前述した個人通報の事例で見られる。委員会は、妊娠した少女の健康に悪影響を及ぼす諸要因の1つとして、文化的要因を考慮している(8.5段落)。そして、条約第37条(a)違反の根拠の1つとして、申立人が置かれた脆弱性のなかに農村の先住民出身であることを指摘した(8.12段落)。これは、委員会は条約が定める権利の侵害を認定する際に、先住民性や文化的価値観を判断基準として積極的に活用していることを示している。

次は、禁止の事例。性選択的中絶に関しては、その慣行にまで対処し、その慣行を支える伝統や文化の課題を指摘し、法律と事実の間に存在する隔たりにも着目していた。とくに事実上の慣行には非公式法が機能しており、その問題点の改善も求めた。また、中絶に反対するバチカンが中絶に関する1398年カノン法の改正を勧告されたように、委員会は、条約に抵触する宗教法にも禁止措置を要請する。さらに、ガンビアが(第4回—第7回合同)政府報告書において、「中絶を犯罪とする法律を見直す問題は、コミュニティ、伝統的指導者、宗教的指導者とのさまざまな協議において、懸念事項として提起されてきた。データはないが、協議中の大多数のガンビア人は、宗教的信条から中絶の合法化を支持していなかった」⁽⁸⁰⁾と報告したことに対して、委員会は、「中絶を非犯罪化し、少女のための安全な中絶と中絶後のケアサービスへのアクセスを確保し、情報キャンペーンなどを通じて関連する社会文化的障壁に対処する」⁽⁸¹⁾よう勧告した。ここから、委員会は国際人権規範に反する法多元主義にかかわる要因を禁止する姿勢をとることが見てとれる。

最後に、2つの要請は見られない。しかし、委員会は、中絶に関して次のような興味深いアプローチを採用している。国際人権規範と法多元主義が過度に衝突する場合には、判断を回避するという姿勢である。それは、胎児の権利と中絶の権利の対立が起きそうな場合の委員会の態度である。たとえば、リビアの第1回政府報告書審査において、リビア政府の代表は、「聖クル

アーンでは、出生前と出生後の子どものすべての権利を包含する義務を父母に課している」⁽⁸²⁾、「リビアの法律では、受胎の瞬間から人間の胚は生命に対する権利を享受しており、したがって中絶は犯罪である。唯一の例外は、妊娠を継続した場合、母体の生命に重大な危険が及ぶ場合である」⁽⁸³⁾と述べた。それに対して、審査に参加した委員は、妊娠・中絶が増加する傾向や青少年の健康状態を監視する規則があるのか、合法的な中絶がおこなわれた件数の傾向を示す統計があるのか、という質問をするだけであった⁽⁸⁴⁾。また、総括所見では、中絶に関するデータがないことに懸念を示したのみであった⁽⁸⁵⁾。前述したように、条約の起草過程において最も妥協せざるを得なかったのが、胎児の権利と中絶の権利をめぐる意見の相違であった。中絶の権利を保護する環境を整えるために、委員会はこの対立を蒸し返さない姿勢をとっている。これによって、国際人権規範と法多元主義の対立が先鋭化することを避けられる。要するに、委員会は、この問題に対する判断を回避することで、法多元主義に開かれた姿勢を堅持しようとしていると考えることができる。

おわりに

子どもの権利条約は、その前文において、子どもに関する国際人権規範に留意する(8段落)一方で、「人民の伝統および文化的価値の重要性を正当に考慮する」(12段落)と述べる。双方の調整は困難な作業であり、それが最も先鋭的に見られたのが条約の起草過程における胎児と中絶の権利をめぐる議論であった。そのため、子どもの権利委員会は、政府報告書審査においてこの問題が再燃しそうな場合に判断を避けるアプローチをとってきた。同時に、条約に明記されていない中絶の権利を保護・促進するための条件整備に力を注いできた。国際人権規範と法多元主義の研究からすると、これは、委員会が法多元主義に開かれた姿勢を保持したいことの現れであると見る事ができる。

注

- (1) 唯一の例外は、2003年7月11日にアフリカ連合が採択した「アフリカにおける女性の権利に関する議定書」第14条2項である。[Zampas and Gher 2008] 250.
- (2) [Mullally and Murray 2006] 646.
- (3) [塚原 2014] (第6章と第7章) を参照。
- (4) [谷口 2007] (第1章と第2章)、[リプロダクティヴ法と政策センター編 2001] を参照。
- (5) [塚原 2022] 第5章、[OHCHR 2020] を参照。
- (6) [塚原 2014] 148頁。[Cook, Dickens, and Fathalla 2003] 106-107.
- (7) [Cook, Dickens, and Fathalla 2003] 3. 代表的な宗教の中絶観については、[ポッツ／ディゴリイ／ピール 1985] 3-7頁を参照。
- (8) [Yamin and Bergallo 2017] 10.
- (9) [萩野 1994] 6-7頁。アメリカは[緒方 2006]、日本は[ノーグレン 2023] を参照。
- (10) [Rowlands 2014] 1.
- (11) その例外として、[Rebouché 2016] を参照。
- (12) [Rebouché 2016] 776.
- (13) [International Council on Human Rights Policy 2009] 2-5.
- (14) [Macdonald 2013] 26-27.
- (15) [浅野 2018] 44-45頁。
- (16) [Kitamura 2023] 7-8.
- (17) [Tamanaha 2008] 377-390.
- (18) [Corradi 2017] 1-2.
- (19) [Mégret 2013] 71-72.
- (20) [Desmet 2017] 46-47.
- (21) [木村 2023] 71-72頁。
- (22) [Quane 2013] 675-702.
- (23) [Desmet 2017] 47-54.
- (24) これは、「国際人権法が「偏狭な」価値観の体系やその価値観の秩序を体現しており、準普遍的あるいは普遍的な適用範囲を通じて、それを共有しない人びとや社会に対して不当に押し付けているという主張である」。[Besson 2013] 136.
- (25) [塚原 2014] 11頁。
- (26) [木村 2025] 46-48頁。
- (27) [Cook, Dickens, and Fathalla 2003] 24, [Copelon, Zampas, Brusie, & deVore 2005] 122, [Zampas and Gher 2008] 263-264.
- (28) [Finegan 2020] 13, [Joseph 2009] chapter 8, [Olatokun & Ahmad 2014] 158-159.
- (29) すべての一般的意見は、つぎのウェブサイトを参照。<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crc/general-comments>
- (30) 以下、一般的意見の日本語訳は、つぎのウェブサイトを参照。<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/32.html>
- (31) 次のウェブサイト(第3会期から第97会期)を参照。https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=5&DocTypeID=27
- (32) 最初はロシア CRC/C/15/Add.4 (18 February 1993), para.12、最新はブルガリア CRC/C/BGR/CO/6-7 (15 March 2024), para.35.
- (33) 最初はリビア CRC/C/15/Add.84 (4 February 1998), para.9、最新はアンドラ CRC/C/AND/CO/3-5 (17 October 2023), para.11 (a).
- (34) 最初はコロンビア CRC/C/15/Add.137 (16 October 2000), para.48、最新はモルディブ CRC/C/MDV/CO/4-5 (14 March 2016), para.57 (b).
- (35) 最初はニカラグア CRC/C/15/Add.36 (20 June 1995), para.19、最新はパキスタン CRC/C/PAK/CO/5 (11 July 2016), para.51.
- (36) 最初はコスタリカ CRC/C/CRI/CO/4 (3 August 2011), para.63 (c)、最新はパキスタン CRC/C/PAK/CO/5 (11 July 2016), para.51.
- (37) モザンビーク CRC/C/15/Add.172 (3 April 2002), para.50 (b).
- (38) コスタリカ CRC/C/CRI/CO/4 (3 August 2011), paras.63 (c).
- (39) コロンビア CRC/C/COL/CO/4-5 (6 March 2015), para.43 (c).
- (40) ネパール CRC/C/NPL/CO/3-5 (8 July 2016), para.53.
- (41) コスタリカ CRC/C/CRI/CO/4 (3 August 2011), para.64 (c)、ベネズエラ CRC/C/VEN/CO/3-5 (19 September 2014), para. (b).
- (42) ポーランド CRC/C/POL/CO/3-4 (30 October 2015), para.39 (c)、ジンバブエ CRC/C/ZWE/CO/2 (7 March 2016), para.60 (c).
- (43) スロヴァキア CRC/C/SVK/CO/3-5 (20 July

- 2016), paras.40 (d) (e), 41 (c).
- (44) 韓国 CRC/C/KOR/CO/3-4 (2 February 2012), paras.10-11.
- (45) チリ CRC/C/CHL/CO/6-7 (22 June 2022), para.30 (e).
- (46) アルゼンチン CRC/C/ARG/CO/3-4 (21 June 2010), para.59 (e)、デンマーク CRC/C/DNK/CO/5 (26 October 2017), para.31.
- (47) バチカン CRC/C/VAT/CO/2 (25 February 2014), para.55.
- (48) クック諸島 CRC/C/COK/CO/2-5 (2 April 2020), para.43 (a)、クウェート CRC/C/KWT/CO/3-6 (19 October 2022), para.35 (a).
- (49) アンドラ CRC/C/AND/CO/2 (3 December 2012), paras.41-42、ナミビア CRC/C/NAM/CO/2-3 (16 October 2012), paras.57 (a), 58 (a).
- (50) カメルーン CRC/C/CMR/CO/3-5 (6 July 2017), para.35 (c)、ギニア CRC/C/GIN/CO/3-6 (28 February 2019), para.35 (b)、ドミニカ CRC/C/DOM/CO/6 (18 October 2023), para.35 (d).
- (51) コスタリカ CRC/C/CRI/CO/4 (3 August 2011), para. 64 (c).
- (52) ペルー CRC/C/PER/CO/4-5 (2 March 2016), para. 56 (b)、ケニア CRC/C/KEN/CO/3-5 (21 March 2016), para.50 (b)、クック諸島 CRC/C/COK/CO/2-5 (2 April 2020), para.43 (a).
- (53) 最初はウクライナ CRC/C/UKR/CO/3-4 (21 April 2011), para.57、次がリベリア CRC/C/LBR/CO/2-4 (13 December 2012), para.67 (c)、その後多数言及されている。
- (54) ベネズエラ CRC/C/VEN/CO/3-5 (19 September 2014), para.57 (c).
- (55) コロンビア CRC/C/COL/CO/4-5 (6 March 2015), para. 44 (b).
- (56) その最初は、ドミニカ共和国である。CRC/C/DOM/CO/3-5 (6 March 2015), para.52 (d).
- (57) アルバニア CRC/C/15/Add.249 (31 March 2005), para.57 (d)、パキスタン CRC/C/PAK/CO/3-4 (5 October 2009), para.65。
- (58) ブルガリア CRC/C/BGR/CO/2 (23 June 2008), para. 48 (a).
- (59) ヨルダン CRC/C/JOR/CO/4-5 (8 July 2014), para.46.
- (60) アイスランド CRC/C/ISL/CO/3-4 (23 January 2012), para.43、セيشェル (CRC/C/SYC/CO/2-4 (23 January 2012), para.55、ミャンマー CRC/C/MMR/CO/3-4 (14 March 2012), para.66、タイ CRC/C/THA/CO/3-4 (17 February 2012), para.63 (c).
- (61) ロシア CRC/C/15/Add.110 (10 November 1999), para.46.
- (62) キルギスタン CRC/C/15/Add.127 (9 August 2000), para.44、タジキスタン (CRC/C/15/Add.136 (23 October 2000), para.41、スロヴァキア CRC/C/15/Add.140 (23 October 2000), para.38、ルーマニア CRC/C/15/Add.199 (18 March 2003), para.47 (b).
- (63) ブルガリア CRC/C/BGR/CO/2 (23 June 2008), para.48 (a)、ミャンマー CRC/C/MMR/CO/3-4 (14 March 2012), para.66、ハンガリー CRC/C/HUN/CO/3-5 (14 October 2014), para.49.
- (64) ペルー CRC/C/PER/CO/3 (14 March 2006), para.53、タンザニア CRC/C/TZA/CO/3-5 (3 March 2015), paras.59 (a).
- (65) ベトナム CRC/C/VNM/CO/3-4 (22 August 2012), para.60、ギニア CRC/C/GIN/CO/2 (13 June 2013), para.68.
- (66) インド CRC/C/15/Add.115 (23 February 2000), para.49.
- (67) インド CRC/C/15/Add.228 (26 February 2004), para.34 (b)、中国 CRC/C/CHN/CO/3-4 (29 October 2013), para.28、ジョージア CRC/C/GEO/CO/4 (9 March 2017), para.15 (c)、モンテネグロ CRC/C/MNE/CO/2-3 (22 June 2018), para.22 (c)、アゼルバイジャン CRC/C/AZE/CO/5-6 (22 February 2023), para.36 (k).
- (68) アルメニア CRC/C/ARM/CO/3-4 (8 July 2013), para.19、インド CRC/C/IND/CO/3-4 (7 July 2014), para.34 (c).
- (69) ジョージア CRC/C/GEO/CO/4 (9 March 2017), para.15 (c)、モンテネグロ CRC/C/MNE/CO/2-3 (22 June 2018), para.22 (c)、アゼルバイジャン CRC/C/AZE/CO/5-6 (22 February 2023), para.36 (k).
- (70) 中国 CRC/C/CHN/CO/2 (24 November 2005), para.29、インド CRC/C/IND/CO/3-4 (7 July

- 2014), paras.34 (c).
- (71) チャド CRC/C/15/Add.107 (24 August 1999), para.30.
- (72) エクアドル CRC/C/ECU/CO/4 (2 March 2010), para.61.
- (73) 中国 CRC/C/CHN/CO/3-4 (29 October 2013), para.68.
- (74) コロンビア CRC/C/COL/CO/4-5 (6 March 2015), para.44 (c).
- (75) チェコ CRC/C/CZE/CO/5-6 (22 October 2021), para.38 (b).
- (76) [成澤 2019] 138 頁、[森 2022] 51 頁。
- (77) *Camila v Peru*, CRC/C/93/D/136/2021 (13 June 2023).
- (78) [Katson and Blicke 2023] を参照。
- (79) [木村 2023] 86–90 頁。
- (80) CRC/C/GMB/4-7 (20 May 2024), para.85.
- (81) CRC/C/GMB/CO/4-7 (28 February 2025), para.34 (e).
- (82) CRC/C/SR.432 (12 January 1998), para.2
- (83) CRC/C/SR.434 (13 January 1998), para.47.
- (84) CRC/C/SR.434 (13 January 1998), paras. 29, 33.
- (85) CRC/C/15/Add.84 (4 February 1998), para.6.

参考文献

- 浅野有紀 [2018] 『法多元主義—交錯する国家法と非国家法』 弘文堂
- 緒方房子 [2006] 『アメリカの中絶問題—出口なき論争』 明石書店
- 荻野美穂 [1994] 『生殖の政治学 フェミニズムとバース・コントロール』 山川出版社
- 木村光豪 [2023] 「国際人権法と法多元主義—子どもの権利条約を手がかりに—」『関西大学法学論集』第 73 巻第 3 号
- 木村光豪 [2025] 「子どもの権利条約の起草過程に関する一試論—法多元主義の視点からの考察—」『アジア・アフリカ研究』第 65 巻第 2 号
- 谷口真由美 [2007] 『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』 信山社
- 塚原久美 [2014] 『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ フェミニスト倫理の視点から』 勁草書房
- 塚原久美 [2022] 『日本の中絶』 ちくま新書
- 成澤光 [2019] 『生命倫理と公共政策』 法政大学出版局
- ノグレン・ティアナ (岩本美砂子監訳) [2023] 『新版 中絶と避妊の政治学—戦後日本のリプロダクション政策』 岩波書店
- ポッツ・マルコム／ディゴリイ・ピーター／ピール・ジョン (池上千寿子・根岸悦子訳) [1985] 『文化としての妊娠中絶』 勁草書房
- 森芳周 [2022] 「人工妊娠中絶と出生前診断、着床前診断」 霜田求編『テキストブック生命倫理 [第 2 版]』 法律文化社
- リプロダクティヴ法と政策センター編(房野桂訳) [2001] 『リプロダクティヴ・ライツ—世界の法と政策』 明石書店
- Besson, Samantha [2013] The egalitarian dimension of human rights, *Archiv für Sozial- und Rechtsphilosophie Beiheft*, 136.
- Cook, Rebecca J, Dickens, Bernard M and Fathalla, Mahmoud F [2003] *Reproductive Health and Human Rights: Integrating Medicine, Ethics, and Law*, Clarendon Press, Oxford.
- Copelon, Rhonda, Zampas, Christina, Brusie, Elizabeth & deVore, Jacqueline [2005] Human Rights Begin at Birth: International Law and the Claim of Fetal Rights, *Reproductive Health Matters*, Vol.13, No.26, p. 120-129
- Corradi, Giselle [2017] Human Rights and Legal Pluralism: Four Research Agendas, Corradi, Giselle, Brems, Eva and Goodale, Mark (eds.), *Human Rights Encounter Legal Pluralism: Normative and Empirical Approaches*, Hart Publishing.
- Desmet, Ellen [2017] Legal Pluralism and International Human Rights Law: A Multifaceted Relationship, Corradi, Giselle, Brems, Eva and Goodale, Mark (eds.), *Human Rights Encounter Legal Pluralism: Normative and Empirical Approaches*, Hart Publishing.
- Finegan, Tom [2020] The Right to Life in International Human Rights Law, *BACKGROUND*, No. 3464.
- International Council on Human Rights Policy [2009] *When Legal Worlds Overlap: Human*

Rights, State and Non-State Law.

Joseph, Rita [2009] *Human Rights and the Unborn Child*, Martinus Nijhoff Publishers.

Katson, Sissy and Blicke, Vanessa [2023] How the Committee on the Rights of the Child Paved the Way for Stronger Abortion Rights: Some Thoughts on *Camila v Peru*, *Bofaxe*, No.653E.

Kitamura Reiko [2023] The origin of legal pluralism: towards a new theory of human rights law, *Journal of Actual Problems of Jurisprudence*, Vol.107, Issue.3.

Macdonald, Roderick A [2013] Pluralistic Human Rights? Universal Human Wrongs?, Provost, Rene and Sheppard Colleen (eds.) *Dialogue on Human Rights and Legal Pluralism*, Spinger.

Mégret, Frédéric [2013] International Human Rights and Global Legal Pluralism: A Research Agenda, Provost, Rene and Sheppard, Colleen (eds.) *Dialogue on Human Rights and Legal Pluralism*, Spinger.

Mullally, Siobhan and Murray, Claire [2006] Regulating Abortion: Dissensus and the Politics of Rights, *Social & Legal Studies*, Vol.25, No.6.

OHCHR (Office of the High Commissioner for Human Rights) [2020] *INFORMATION SERIES ON SEXUAL AND REPRODUCTIVE HEALTH AND RIGHTS ABORTION*, <https://www.aidsdatahub.org/sites/default/files/re->

[source/information-series-sexual-and-reproductive-health-and-rights-abortion.pdf](https://www.aidsdatahub.org/sites/default/files/reproductive-health-and-rights-abortion.pdf)

Olatokun, Ganiat Mobolaji & Ahmad, Rusniah [2014] Fundamental Principle of International Human Right Law - Basis for the Right to Life of the Unborn Child, *UUM Journal of Legal Studies*, Vol. 5.

Rebouché, Rachel [2016] Abortion Rights as Human Rights, *Social & Legal Studies*, Vol.25, No.6.

Rowlands, Sam [2014] Introduction, Rowlands, Sam (ed) [2014] *Abortion Care*, Cambridge University Press.

Tamanaha, Brian Z [2008] Understanding Legal Pluralism: Past to Present, Local to Global, *Sydney Law Review*, Vol.30.

Yamin, Alicia Ely and Bergallo, Paola [2017] Narratives of Essentialism and Exceptionalism: The Challenges and Possibilities of Using Human Rights to Improve Access to Safe Abortion, *Health and Human Rights Journal*, Vol.19, No.1.

Zampas, Christine and Gher, Jaime M [2008] Abortion as a Human Right: International and Regional Standards, *Human Rights Law Review*, Vol.8, No.2.

* 2025年11月29日受領
2026年1月24日査読終了